

区民の方の活動を支援します

地域のつながり《絆》を深め、広げるための活動を支援します ～地域の絆連携活性化事業

町会・自治会と地域で公益的活動を行う団体が、相互に連携・協力しながら、地域活性化に取り組む活動に対し、経費の一部を助成します。

対象団体／区内在住・在勤・在学者が5人以上いる、区内の町会・自治会等の地縁団体や区内で公益的活動を行う団体

対象事業／次の①②両方に当てはまる事業 ①地域の活性化に向けて行う自主的・自立的で継続的な非営利の事業②他の団体との協力・連携を図る事業（町会・自治会以外は町会・自治会との協力・連携が必要）

助成金額／1事業25万円まで

備詳しくは、募集要領（総合支所地域振興課、まちづくりセンター、区のホームページにあり）をご覧ください。

申5月20日までに、所定の申請書類（募集要領にあり）を主な活動地域にあるまちづくりセンターへ持参（二次募集は8月1～22日に実施予定）

問世田谷総合支所地域調整課 ☎6413-0598 FAX6413-9769

地域活動団体を支援します

内容／次のいずれかを支援①活動に必要な物品（税込1万500円以内）②指導員への謝礼（1万2000円以内）

対地域でコミュニティ活動を実践している団体（区から他の援助を受けている団体を除く）

申5月10日（必着）までに、所定の申込用紙（総合支所地域振興課、まちづくりセンターにあり）を郵送または持参で総合支所地域振興課（世田谷☎5432-2831 FAX5432-3032、北沢☎5478-8029 FAX5478-8004、玉川☎3702-1603 FAX3702-0942、砧☎3482-2169 FAX3482-1655、烏山☎3326-9249 FAX3326-1050）へ

4月6～15日は春の全国交通安全運動期間です

～たくさんの 笑顔が走る 首都東京～
交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践しましょう

●子どもたちを意識した運転を

交通事故による死亡者は歩行者が最も多くなっています。4月は、入学や進級を迎える幼児・児童の歩行中の交通事故が増加する傾向にあります。車両の運転には十分注意しましょう。

●歩行者も交通ルールを守りましょう

道路横断の場合は横断歩道を通行すること、信号機のあるところでは信号に従う等、自身の安全を守るためにも必ず安全確認を行い、歩行者、車両ともに交通ルールを守りましょう。

●交通事故防止の意識を持って運転を

夕暮れ時や夜間は重大事故につながる交通事故が多く発生します。早めのライト点灯を心掛けるとともに、より一層の安全運転をお願いします。

●飲酒運転の根絶

判断能力や吐き気の行動力を低下させる飲酒運転による事故が減りません。自転車を利用する時にも「飲んだら乗らない・乗るなら飲まない」を徹底しましょう。

●自転車も交通ルールを守って安全運転を

区内の交通事故のうち、半数で自転車が関係しています。自転車は、道路交通法上は車両の一種（軽車両）です。車道の左側通行・交差点での一時停止等の交通ルールを守り、スピードを出し過ぎることなく安全に利用しましょう。

●自転車で歩道を走行する際には

自転車は車道の左側通行が原則です。例外的に歩道を走行する際も、歩道は歩行者優先です。歩行者に配慮して運転しましょう。

●二輪車の交通事故防止

スピードの出し過ぎは事故の元です。特に交差点では歩行者や車両の右左折に注意して、安全運転を心掛けましょう。

●電動キックボードは交通ルールを守って操作を

電動キックボードは車両です。逆走や歩道走行は禁止です。道路交通法を守って利用しましょう。

問交通安全自転車課 ☎6432-7966 FAX6432-7996

環境・エネルギー施策推進課から

①環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金

住宅から排出される二酸化炭素を削減し、住宅の省エネルギー化と維持向上を図るため、環境に配慮した住宅改修等に対し、経費の一部を助成します。

対象工事／外壁・窓の断熱改修、高反射率塗料を用いた屋根の塗装、省エネ機器の設置等

補助金額／工事経費の10%（窓の断熱改修は20%）

※一部定額補助

補助上限／合計20万円（外壁等の断熱改修を含む場合は40万円、太陽光発電システムの設置を含む場合は30万円）

②区民向け蓄電池の購入費補助金

再生可能エネルギーの利用拡大及び災害時に有効な小規模分散型電源の普及のため、太陽光パネルとの接続を条件に、蓄電池の購入費用の一部を助成します。

対象機器／①定置型蓄電池システム②小型ポータブル蓄電池

補助金額／①上限5万円②上限1万円

備助成には要件があります。詳しくは、区のホームページをご覧ください。

問環境・エネルギー施策推進課 ☎6432-7133 FAX6432-7981

気候危機対策基金を創設します

区では、地球温暖化に伴う気候危機から区民の生命と財産を守るとともに、二酸化炭素排出量を削減し気候変動を食い止めるための施策を一層推進していくため、気候危機対策基金を創設します。

皆様からのふるさと納税（寄附）による応援も募っています。

一人ひとりが気候危機問題を「自分事」として捉え、環境への影響を考えて行動を変えていきましょう。



FURUSATO is SETAGAYA.

問環境計画課 ☎6432-7128 FAX6432-7981

新型コロナウイルス感染症に関する相談

発熱や咳・痰、全身のだるさなどの症状がある方は、まずは「かかりつけ医」に電話でご相談下さい。

■「かかりつけ医」がない、相談する医療機関に迷う等の場合

世田谷区発熱相談センター ☎5432-2910（平日午前8時30分～午後5時15分）

東京都発熱相談センター 症状のご相談＝☎5320-4592 ☎6258-5780（いずれも24時間・多言語対応）

医療機関案内専用＝☎6630-3710（24時間）

FAX5388-1396（電話での相談が難しい方）

■症状はないが不安に思う方、その他新型コロナウイルス感染症に関するご相談

世田谷区新型コロナウイルス相談窓口 ☎5432-2111 FAX5432-3022

（平日午前8時30分～午後5時15分）

東京都新型コロナ・オミクロン株コールセンター（毎日午前9時～午後10時・多言語対応）

☎0570-550-571 FAX5388-1396（電話での相談が難しい方）

■療養期間終了後も何らかの症状が残っている方はご相談下さい（「コロナの後遺症について」とお申し出下さい）。

世田谷区コロナ後遺症相談窓口

☎5432-2910（平日午前8時30分～午後5時15分）

※PCR検査等で陽性と診断されてから1～2か月以上経過した方については、東京都が設置する以下の相談窓口もご利用いただけます。

●都立大塚病院

☎3941-3211（平日午後1時～4時）

●東京都保健医療公社大久保病院

☎5273-7711（平日午後2時～4時）